平成２９年（フ）第７８号
函館市駒場町14番12号　ハイツ駒場　101号室
債務者　沖崎　　靖
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
北海道標津郡中標津町東十七条北７丁目１番地　東中団地51－１Ｂ－３ＤＫ－５
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第８号
北海道標津郡中標津町東五条南５丁目１番地９　高橋アパート202
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１４５号
名古屋市西区清里町69番地の89　比良荘東３棟301号
債務者　安田　順子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
和歌山県海南市多田533番地２
債務者　柳谷　仁美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
和歌山県橋本市神野々357番地の２
債務者　野口手造り豆腐店こと　野口　徳行
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
和歌山市宇須１丁目１番15号　コーポタニコシ101
債務者　香山　正和
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
和歌山市田尻116番地16
債務者　甲地　千尋
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
和歌山市津秦107番地　第２マンション岡本101
債務者　山内　明晃
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山795番地　レジデンス松岡２Ｆ－Ｅ
債務者　河野　寿翠
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
和歌山県海南市日方477番地９
債務者　中野　浩二
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
和歌山市野崎102番地２
債務者　眞井　義弘
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
島根県出雲市多伎町小田521番地
債務者　天尾栄理香
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３７号
岡山県総社市門田892番地　浅尾住宅２－10－１号
債務者　久野村眞澄
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
北九州市戸畑区小芝２丁目６番２号
債務者　刀根菜々子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１５号
北九州市小倉北区赤坂２丁目８番28－201号
債務者　高柳　浩光
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３０号
北九州市小倉南区徳力団地91番501号
債務者　山中二三夫
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部